

5 審 第 8 号
令和5年8月28日

久留米市企業管理者 石原 純治 殿

久留米市上下水道事業運営審議会
会長 広城 吉成

久留米市上下水道事業のあり方について（中間答申）

令和5年6月2日付け5企総第152号で諮問のありました「久留米市上下水道事業のあり方について」の諮問事項「(2) 久留米市生活排水処理基本構想の見直しについて」につきまして、他の諮問事項に先行して審議を行いました。

ここにこれまでの審議を踏まえ中間答申いたします。

なお、今後も審議を継続し「久留米市上下水道事業のあり方」について令和5年度末に最終答申を行う予定です。

「久留米市上下水道事業のあり方」について
(久留米市生活排水処理基本構想の見直し)

生活排水処理事業は、市民が快適で衛生的な生活環境を確保するためには欠くことのできないライフラインであることから、早期に事業を完了し、安定的かつ継続的なサービスを提供していくことが求められる。

久留米市においては、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽により令和15年度末を完了目標として、生活排水処理事業に取り組まれてきた。

その中で、下水道事業会計は人口減少に伴う使用料収益の減少や老朽化資産の増大に伴う維持管理費の増加等により、令和8年度から経常損益が赤字に転落し、令和9年度から資金が不足するという推計がなされている。特に施設整備の主な財源である企業債の償還に多額の資金を要するなど厳しい経営状況が見込まれており、他の事業も下水道事業会計と同様の課題を抱えている。

当審議会は本年6月2日に受けた諮問に対し、こうした諸情勢を踏まえ公共下水道を含めた生活排水処理事業の審議を行った結果、次のような結論を得たのでここに「久留米市生活排水処理基本構想の見直し」について先行して中間答申を行うものである。

1 公共下水道事業について

生活排水処理事業では「公衆衛生の向上」及び「公共用水域の水質保全」という目的のもと、公共下水道の整備を中心に長年に亘り事業が進められてきたが、事業の早期完了や経営改善など現在直面する課題の解決を図るため、整備区域を見直すこと。

ア 整備区域を縮小することで経営安定化を図ること。

イ 経営状況や縮小した整備区域について丁寧な情報発信を行い市民の理解促進に努めること。

ウ 縮小した整備区域については合併処理浄化槽の設置を進めること。

2 合併処理浄化槽事業について

公衆衛生や水質保全促進のため、既存の合併処理浄化槽区域や公共下水道から合併処理浄化槽へ切り替えた区域に対し、個人の費用負担の軽減を図ること。

ア 追加の補助制度を設けること。

イ 補助制度の十分な情報発信を行い、市民への周知啓発を図ること。

ウ 公共下水道整備区域縮小に伴い合併処理浄化槽事業費が増加することから予算の確保に努めること。